

◎特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対する修正案・三段新旧対照条文
 ○特別会計に関する法律（第一条関係）

（二重線部分は修正部分）

改正案（修正後）	改正案（修正前）	現行
<p>第三節 国債整理基金特別会計</p> <p>（一般会計からの繰入れの特例）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 前項の金額には、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるものを除く。）に限る。）の償還に充てるための金額は、含まれないものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>3 前二項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めると</p>	<p>第三節 国債整理基金特別会計</p> <p>（一般会計からの繰入れの特例）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもって発行された公債については、発行価格をもって額面金額とみなす。</p> <p>4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めると</p>	<p>第三節 国債整理基金特別会計</p> <p>（一般会計からの繰入れの特例）</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>2 前項の場合において、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもって発行された公債については、発行価格をもって額面金額とみなす。</p> <p>4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めると</p>

ころにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第五節 外国為替資金特別会計

(外国為替資金の運営)

第七十六条 (略)

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。)及び外国にある外国銀行(以下この節において「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。)を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

ころにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第五節 外国為替資金特別会計

(外国為替資金の運営)

第七十六条 (略)

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。)及び外国にある外国銀行、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者(以下この節において「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下こ

ころにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第五節 外国為替資金特別会計

(外国為替資金の運営)

第七十六条 (略)

2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)を銀行等(外国為替及び外国貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。)及び外国にある外国銀行(以下この節において「金融機関」という。)に対して預入し、若しくは貸し付け(貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。)、又は外国為替資金に属する現金(本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。)を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

3・4
(削る)
(略)

(削る)

7・5
・6
外国為替資金は、一般会計からの繰入金
(略)

の節において同じ。)を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。

5
3・4
(略)
財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、

外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指標等先物契約(外国において若しくは外貨をもって支払が行われるもの又は外国通貨の金融指標(金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。)に係るものに限る。)を締結することができる。

6
財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)と同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

9
7・8
(略)
外国為替資金は、一般会計からの繰入金

3・4
(新設)
(略)

(新設)

7
5・6
(略)
外国為替資金は、予算で定めるところに

及び**第八十条第一項**の規定による組入金をもつてこれに充てる。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び**次条第一項**において同じ。)に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2・3 (略)

(外国為替資金への組入れ等)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動、**融通証券**

及び**第八十条**の規定による組入金をもつてこれに充てる。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び**次条**において同じ。)に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2・3 (略)

(外国為替資金への組入れ)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要

より、一般会計からの繰入金をもつてこれに充てる。

(外国為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理)

第七十九条 外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権並びに特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。)の価額は、外国為替相場(外国為替等のうち金地金以外のものについては外国為替及び外国貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいい、金地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び**次条第一項**において同じ。)に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外国為替相場により改定するものとする。

2・3 (略)

(積立金)

第八十条 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、外国為替相場の変動、市場金利の変動その他の要

の償還金及び利子の額その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

2 前項の規定により外国為替資金に組み入れられた金額は、優先的に融通証券の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

第十八節 東日本大震災復興特別会計

(目的)

第二百二十二条 (略)

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち東日本大震災の被災地域として政令で定める地域の復興若しくは再生又は東日本大震災の被災者として政令で定める者に対する支援を目的として行われる施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外国為替資金に組み入れるものとする。

(削る)

第十八節 東日本大震災復興特別会計

(目的)

第二百二十二条 (略)

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 外国為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、前項の積立金から補足するものとする。

第十八節 東日本大震災復興特別会計

(目的)

第二百二十二条 (略)

2 この節において「復興事業」とは、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。

附則

第二百三十条 (略)

2~6 (略)

7 第四十二条第四項の規定によるほか、第

四項の規定により一般会計に帰属する借入金
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う
経過措置)

第二百三十二条 (略)

2~4 (略)

5 第四十二条第四項の規定によるほか、第

三項の規定により一般会計に帰属する借入
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

6 (略)

附則

第二百三十条 (略)

2~6 (略)

7 第四十二条第五項の規定によるほか、第

四項の規定により一般会計に帰属する借入
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う
経過措置)

第二百三十二条 (略)

2~4 (略)

5 第四十二条第五項の規定によるほか、第

三項の規定により一般会計に帰属する借入
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

6 (略)

附則

第二百三十条 (略)

2~6 (略)

7 第四十二条第五項の規定によるほか、第

四項の規定により一般会計に帰属する借入
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う
経過措置)

第二百三十二条 (略)

2~4 (略)

5 第四十二条第五項の規定によるほか、第

三項の規定により一般会計に帰属する借入
金の償還金及び利子の額に相当する金額
は、予算で定めるところにより、工事別の
区分に従って、一般会計から国債整理基金
特別会計に繰り入れるものとする。

6 (略)

◎特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対する修正案・新旧対照条文

修正案	改正案
<p>附則</p> <p>(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条第一項の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。</p> <p>(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)</p> <p>第四十七条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「実施する施策」の下に「のうち東日本大震災の被災地域として政令で定める地域の復興若しくは再生又は東日本大震災の被災者として政令で定める者に対する支援を目的として行われる施策」を加える。</p> <p>第七十四条第二項中「第四十二条第四項」を「第四十二条第三</p>	<p>附則</p> <p>(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。</p> <p>(新設)</p>

項」に改める。

第四十八条 (略)

(政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第四十七条 (略)

(新設)